

(別表1)

対象施設等補助概要

補助対象施設等については、下の表のとおりです。

整備区分	事業種別	設置主体	補助金額等
・創設	主たる対象者が 重症心身障害児 である、 児童発達支援 放課後等デイサービス 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	社会福祉法人等(※2)	1 創設補助金額 国庫補助基準単価(別表3)と補助対象経費(工事費及び工事事務費)に3/4を乗じた額を比較して少ない方の額 2 大規模修繕等 国が必要と認めた額と補助対象経費(工事費及び工事事務費)を比較して少ない額に3/4を乗じた額 3 補助率(※4) 国: 2/3 市: 1/3 (障害児入所施設、児童発達支援センターは国: 2/3 県: 1/3)
・創設 ・増築	短期入所	社会福祉法人等	
・改築 ・大規模修繕等 ・スプリンクラー設備等整備 ・老朽民間社会福祉施設整備 ・応急仮設施設整備 ・避難スペース整備	療養介護 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	社会福祉法人等	
	障害者支援施設	社会福祉法人等 (医療法人を除く)	
	障害児入所施設	社会福祉法人(※3)	
・改築 ・大規模修繕等 ・応急仮設施設整備 ・避難スペース整備(居宅介護及び相談支援事業所を除く)	障害児通所支援施設等(※1)	社会福祉法人等	
	居宅介護 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助 相談支援事業所 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 障害児相談支援事業	社会福祉法人等	
	・大規模修繕等 ・スプリンクラー設備等整備	福祉ホーム	社会福祉法人等

(※1) 障害児通所支援施設等とは、福祉型・医療型児童発達支援センター及び児童発達支援、放課後等デイサービスを実施する事業所等です。(福祉型・医療型障害児入所施設を除く)

(※2) 社会福祉法人等とは、地方税法の規定により固定資産税を課されない法人(社会福祉法人・医療法人・公益社団法人、公益財団法人・特例民法法人・日本赤十字社等)・学校法人・NPO法人・営利法人・一般社団法人、一般財団法人等です。

(※3) この欄の社会福祉法人とは、社会福祉法人又は日本赤十字社若しくは公益社団法人又は公益財団法人です。

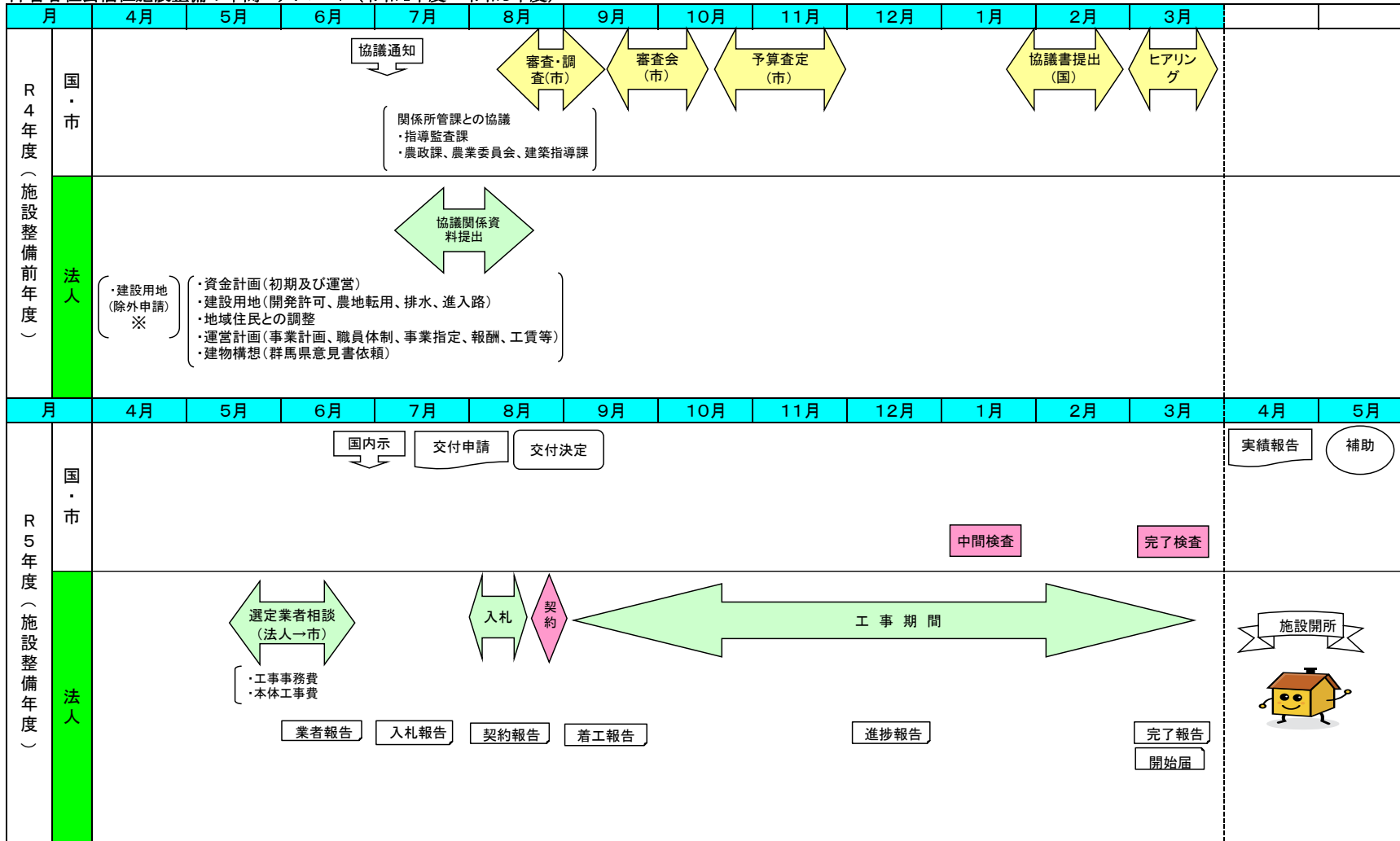
(※4) 補助対象外経費について

次の経費は補助対象外となり、設置主体の自己負担となります。

- 1 外構工事(建物以外の土地に固着している門、塀、舗装、造園植栽、外灯等)
- 2 土地の買収又は整地に要する費用
- 3 既存建物を買収に要する費用
- 4 職員の宿舎に要する費用
- 5 備品関係(机、椅子、パソコン等)
- 6 設備(施設の設計に影響を及ぼさない設備、施設に固着していない設備)
- 7 不動産登記関係手数料
- 8 各種申請手数料(電力会社、水道局、消防局等)
- 9 その他施設整備費として適当と認められない費用等(租税公課、道路占有料、借地料、各種保険費(雇用保険、労災、健康保険、住宅瑕疵担保責任保険、建設工事保険)、退職給付等)

(別表2)

障害者社会福祉施設整備の年間スケジュール(令和4年度～令和5年度)



※施設建設に農用地区域の除外申請が必要な場合は、R4年4月中旬までに市農政課に手続きが必要です。

令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部 55,570,000 標準 53,100,000	
		21人 ~ 40人	都市部 112,200,000 標準 106,900,000	
		41人 ~ 60人	都市部 187,500,000 標準 178,500,000	
		61人 ~ 80人	都市部 263,300,000 標準 250,800,000	
		81人 ~100人	都市部 339,300,000 標準 323,100,000	
		101人 ~120人	都市部 414,300,000 標準 394,500,000	
		121人以上	都市部 490,300,000 標準 467,000,000	
		施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部 44,900,000 標準 42,800,000
			21人 ~ 40人	都市部 90,600,000 標準 86,300,000
			41人 ~ 60人	都市部 151,500,000 標準 144,300,000
			61人 ~ 80人	都市部 213,400,000 標準 203,300,000
			81人 ~100人	都市部 274,200,000 標準 261,100,000
			101人 ~120人	都市部 336,000,000 標準 320,100,000
		121人以上	都市部 397,000,000 標準 378,100,000	
	就労・訓練事業等整備加算		都市部 42,900,000 標準 40,900,000	
	大規模生産設備等整備加算		都市部 141,400,000 標準 134,700,000	
	短期入所整備加算		都市部 11,700,000 標準 11,100,000	
	発達障害者支援センター整備加算		都市部 13,500,000 標準 12,900,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部 9,670,000 標準 9,220,000	
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部 6,440,000 標準 6,140,000	
	避難スペース整備加算		都市部 37,300,000 標準 35,600,000	
	療養介護	本体	利用定員 20人	都市部 101,300,000 標準 96,500,000
			21人 ~ 40人	都市部 203,500,000 標準 193,800,000
41人 ~ 60人			都市部 339,200,000 標準 323,100,000	
61人 ~ 80人			都市部 477,400,000 標準 454,700,000	
81人 ~100人			都市部 614,300,000 標準 585,000,000	
101人 ~120人			都市部 750,900,000 標準 715,200,000	
121人以上			都市部 887,800,000 標準 845,600,000	
就労・訓練事業等整備加算			都市部 42,900,000 標準 40,900,000	
大規模生産設備等整備加算		都市部 141,400,000 標準 134,700,000		
短期入所整備加算		都市部 11,700,000 標準 11,100,000		
発達障害者支援センター整備加算		都市部 13,500,000 標準 12,900,000		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部 9,670,000 標準 9,220,000		
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部 6,440,000 標準 6,140,000		
避難スペース整備加算		都市部 37,300,000 標準 35,600,000		
共同生活援助		本体	定員4人~10人	都市部 26,400,000 標準 25,200,000
			短期入所整備加算	都市部 11,700,000 標準 11,100,000
			エレベーター等設置整備加算	都市部 2,100,000 標準 2,000,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部 9,670,000 標準 9,220,000	
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部 6,440,000 標準 6,140,000	
	避難スペース整備加算		都市部 37,300,000 標準 35,600,000	

令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

事業(施設)の種類		補助基準額	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部 101,300,000 標準 96,500,000
		21人～40人	都市部 203,500,000 標準 193,800,000
		41人～60人	都市部 339,300,000 標準 323,100,000
		61人～80人	都市部 477,400,000 標準 454,700,000
		81人～100人	都市部 614,400,000 標準 585,100,000
		101人～120人	都市部 751,000,000 標準 715,300,000
		121人以上	都市部 887,800,000 標準 845,600,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部 42,900,000 標準 40,900,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部 141,400,000 標準 134,700,000	
	短期入所整備加算	都市部 11,700,000 標準 11,100,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部 13,500,000 標準 12,900,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 障害児相談支援整備加算	都市部 9,670,000 標準 9,220,000	
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、 保育所等訪問支援整備加算	都市部 6,440,000 標準 6,140,000	
	小規模グループケア整備加算	都市部 20,700,000 標準 19,800,000	
	避難スペース整備加算	都市部 37,300,000 標準 35,600,000	
	福祉型児童発達 支援センター 医療型児童発達 支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス 事業所	本体	利用定員 20人以下
21人～40人			都市部 112,200,000 標準 106,900,000
41人～60人			都市部 187,500,000 標準 178,500,000
61人～80人			都市部 263,300,000 標準 250,800,000
81人～100人			都市部 339,300,000 標準 323,100,000
101人～120人			都市部 414,300,000 標準 394,500,000
121人以上			都市部 490,300,000 標準 467,000,000
就労・訓練事業等整備加算		都市部 42,900,000 標準 40,900,000	
大規模生産設備等整備加算		都市部 141,400,000 標準 134,700,000	
短期入所整備加算		都市部 11,700,000 標準 11,100,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部 13,500,000 標準 12,900,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 障害児相談支援整備加算		都市部 9,670,000 標準 9,220,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、 保育所等訪問支援整備加算		都市部 6,440,000 標準 6,140,000	
避難スペース整備加算		都市部 37,300,000 標準 35,600,000	
増築整備(既存施設の現在定員の増員)		都市部 27,900,000 標準 26,600,000	
短期入所(短期入所のみ)の整備の場合)		都市部 14,200,000 標準 13,500,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援(各事業のみ)の整備の場合)	都市部 9,670,000 標準 9,220,000		
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(各事業のみ)の整備の場合)	都市部 6,440,000 標準 6,140,000		
避難スペース整備(避難スペースのみ)の整備の場合)	都市部 37,300,000 標準 35,600,000		
補装具製作施設	都市部 14,200,000 標準 13,500,000		
盲導犬訓練施設	都市部 175,400,000 標準 167,100,000		
点字図書館	都市部 48,100,000 標準 45,900,000		
聴覚障害者情報提供施設	都市部 65,000,000 標準 61,900,000		

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて

(平成17年10月5日社発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)

4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみ)の整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(別表4)

国庫補助金等による社会福祉施設等整備に関する入札契約等取扱基準(※)

1 工事又は製造の請負

契約予定額	入札等	作成書類
10万円以下	一般競争入札、5者以上の指名競争入札または2者以上の見積合わせによる随意契約	契約書または請書若しくは省略
10万円超130万円以下		契約書または請書
130万円超700万円未満	一般競争入札または5者以上の指名競争入札	契約書
700万円以上	一般競争入札または10者以上の指名競争入札	契約書

根拠

- ・前橋市契約規則 第15条、21条
- ・前橋市工事等入札契約事務取扱要領 第3条

2 物品購入

契約予定額	入札等	作成書類
10万円以下	一般競争入札、2者以上の指名競争入札または見積合わせによる随意契約、若しくは見積合わせ省略による随意契約	請書または省略
10万円超50万円以下	一般競争入札、3者以上の指名競争入札または見積合わせによる随意契約	請書
50万円超80万円以下		契約書
80万円超	一般競争入札または4者以上の指名競争入札	契約書

根拠

- ・前橋市契約規則 第15条、21条
- ・前橋市物品購入等契約事務取扱要領 第4条

3 工事事務費(設計費・工事監理費)

契約予定額	入札等	作成書類
10万円以下	一般競争入札、2者以上の指名競争入札または2者以上の見積合わせによる随意契約	契約書または請書若しくは省略
10万円超50万円以下		契約書または請書
50万円超100万円未満	一般競争入札または3者以上の指名競争入札	契約書
100万円以上500万円未満	一般競争入札または4者以上の指名競争入札	契約書
500万円以上	一般競争入札または5者以上の指名競争入札	契約書

根拠

- ・前橋市契約規則 第15条、21条
- ・前橋市役務等業務に係る契約事務取扱要領 第5条、6条、8条

4 その他

地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に該当する場合は、上記契約予定額にかかわらず、随意契約によることができる。その際、契約の相手方を特定する随意契約によるとき、見積書の徴取は前橋市契約規則第17条第1項ただし書の規定により1人とし、契約書または請書若しくは省略(契約予定額による。)を作成するものとする。

※ 国庫補助金等とは、国庫単独、国庫及び県費若しくは市費又は市費単独や民間公益補助の場合をいう。なお、県費単独事業は、実施要綱等に定める入札契約手続とし、定めがない場合は社会福祉法人経理規程による手続とする。又、社会福祉法人単独で施設整備を行う場合は、各社会福祉法人の経理規程等に定める手続で取扱うこととする。